

ヘルスケア・ライフサイエンス展 healthTECH Japan
多摩イノベーションエコシステムパビリオン出展企業
募 集 要 項

開 催 概 要

展 示 会 名	healthTECH JAPAN 2025
会 場	パシフィコ横浜
開 催 期 間	2025年10月8日（水）から10日（金）まで（3日間）
出展募集企業数	5社程度

募集期間 2025年5月27日（火曜日）～ 6月25日（水曜日）

多摩イノベーションエコシステム実行委員会

「多摩イノベーションエコシステム促進事業」事務局
（デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社 G&PS）
電 話 番 号：03-6213-1251
メールアドレス：tama_innovation_ecosystem@tohmatu.co.jp

1 事業の概要

多摩イノベーションエコシステム実行委員会では、多摩地域を世界有数のイノベーション先進エリアとして確立すべく、多摩地域で次々とイノベーションが生まれる好循環（エコシステム）の形成を目指しています。

多摩地域の中小企業の高い技術力を国内外に発信するため、優れた製品・サービスを持つ多摩地域の中小企業の国内外への販路拡大及び国際展示会への出展を支援します。

healthTECH JAPANは、デジタルテクノロジーとヘルスケア・ライフサイエンスの融合による健康管理・予防・治療にフォーカスをあてた展示会です。同会場で開催されるバイオテクノロジー展「BioJapan」、再生医療分展「再生医療JAPAN」と合わせて30か国以上の国・地域が参加しており、多摩地域の中小企業が新たな連携先を見つける絶好の機会です。

出展に当たり、商談に必要な知識やノウハウ等の習得をサポートするとともに、多摩イノベーションエコシステムパビリオンとしての一体的なPRを行います。展示ブースでは多様な主体との交流・連携の機会を設け、出展企業の皆様のネットワークの構築や新たなビジネスチャンスの獲得を図ります。

2 展示会の概要

(1) 名 称： healthTECH Japan 2025

(2) 日 時： 2025年10月8日（水曜日）から10日（金曜日）まで（3日間）

※ 搬 入： 10月7日（火曜日）、撤去： 10月10日（金曜日）予定

(3) 会 場： パシフィコ横浜（神奈川県横浜市）

(4) 主 催： 一般財団法人バイオインダストリー協会
(株)JTBコミュニケーションデザイン

(5) 対 象： 医薬・創薬（未病、健康管理、疾病予測・計測、ウェアラブルデバイス、生活習慣アプリ、バイタルサインモニタリング、診断管理ツール、機能的食品、遠隔ホームケア、健康支援サービス 等）
デジタルメディスン（デジタルバイオマーカー、デジタル診断、遠隔診断、遠隔患者モニタリング 等）
デジタルセラピューティクス（疾患治療アプリ等 非薬物療法システム、疾患管理アプリ 等）
デジタルバイオ（AI創薬 / ディープランニング、AI画像解析、ゲノム解析/編集、遺伝子検査 等（2024年実績）

(6) 出展社数：1,052社/34カ国（2024年実績）

(7) 来場者数：約1.8万人（2024年実績）

(8) ホームページ： <https://jcd-expo.jp/jp/>

※出展社数及び来場者数はBioJapan、再生医療JAPAN、healthTECH JAPANの合計

3 出展企業への支援内容

（１）出展にかかる負担の軽減

小間料、多摩イノベーションエコシステムパビリオンの設置などの出展にかかる基本的な費用を多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が負担します。

※ 詳細は、「5 経費の分担」をご確認ください。

（２）販路拡大のための計画策定支援

healthTECH JAPANには30か国以上の国や地域からの出展が見込まれます。国内だけでなく、海外のうちのどのような国・地域を販路先にしていくか等の販路拡大のための計画策定のための支援を行います。

（３）通訳者の手配

1社1名、展示会期中における通訳者の配置を行い、面談時の通訳に対応します。

（４）出展後のサポート

出展効果を高めるため、展示会終了後、商談先等へのフォローやビジネスに繋げるためのサポートを行う、フォローアップ支援を提供します。

4 多摩イノベーションエコシステムパビリオン

- ・ 出展企業1社当たりの展示スペースや配置等については、出展物等を考慮のうえ、多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局で決定します。なお、展示スペースの大きさによっては、希望の出展物を展示いただけない可能性がございますので、予めご了承ください。
- ・ 多摩イノベーションエコシステムパビリオンのレイアウトは決定次第お伝えします。
- ・ 展示会期間中は、2名以上でのご参加を推奨しております。

5 経費の分担

（１）多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局の支援

- ・ 出展小間料（多摩イノベーションエコシステムパビリオンの設営及び基本備品を含む）を負担します。
- ・ 多摩イノベーションエコシステムパビリオンの広報ツールを作成します。

（２）出展企業のご負担

（１）以外すべての経費（以下、例）

- ・ 往復の輸送費等（出展物、P R用製品や独自のP Rパンフレット等の会場までの輸送費(梱包費及び梱包材廃棄費を含む)）
- ・ 出展者の交通費
- ・ 基本装飾以外に特別に行う装飾・設営・撤去等に係る費用（追加備品、追加電力等を含む）
- ・ 出展企業の出展物の搬入、設営、撤去にかかる費用
- ・ その他必要な経費

6 応募資格

下記（１）～（７）の条件をすべて満たす者。

※ただし、令和６年度までに多摩イノベーションエコシステム促進事業のリーディングプロジェクト選定された企業については（２）～（７）の条件をすべて満たす者とする。

※支援期間中に（１）～（７）の条件のいずれかを満たさなくなった場合、支援期間の途中であっても支援を終了する場合があります。

（１） 多摩地域内に登記簿上の本店又は支店を有する中小企業者（以下の表に該当する者）で、**大企業が実質的に経営に参画していないこと。**

業種	資本金及び常時使用する従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、 建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。

※「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

（２） 出展する製品・サービスが自社製品であり自社ブランドとして販売するものであること。

（３） 出展物が本展示会に適したものであること。

（４） ヘルスケア・ライフサイエンス分野への参入や海外展開を目指しており、それに向けた事業計画を有すること。

（５） 暴力団[東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。

（６） 事業税等を滞納しておらず、東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

（７） 出展を検討中の製品/サービスは、国内外において、応募する商品・サービス・技術等に関する紛争が生じていない又は紛争が生じるおそれのある場合は、契約を締結するなど予防のための十分な措置を講じていること。

7 応募方法

(1) 通常応募の中小企業者の方

- ①「申込前確認書」及び「出展申込書」を多摩イノベーションエコシステムホームページからダウンロードしてください（Word 形式）。

URL：<https://tama-innovation-ecosystem.jp/info/application/4682/>

- ②以下のとおり、応募書類一式をメールにてお送りください。

- ・タイトル：【貴社名】「healthTECH Japan 2025」出展申込
- ・宛 先：「多摩イノベーションエコシステム促進事業」事務局
(デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社G&PS)
tama_innovation_ecosystem@tohmatsumatsu.co.jp
- ・本文：①企業名②担当者名③電話番号④メールアドレス をご記載ください。
- ・添付資料：応募書類一式を添付ください。

- ③「申込前確認書」及び「出展申込書」について

- ・他の必要書類と合わせて募集期間内にメールにてご提出ください

(2025年6月25日（水曜日）必着）。

- ・「出展申込書」にご記入いただいた内容は、審査をはじめ、PR資料の作成、展示会における社名板作成等の基礎データとして展示会終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。

- ・多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が認めた場合を除き、内容の変更はできませんので、ご注意ください。

なお、「出展申込書」は、あらかじめデータを保管してください。

④ 提出書類

No.	必要書類	電子データ
1	申込前確認書 ※1	Word 形式
2	出展申込書 ※2	Word 形式
3	会社案内、製品・商品のカタログ、PR 資料、その他 ※3	PDF、PPT 等
4	決算書一式の写し（直近1期分※4）	PDF 形式
5	発行後3ヶ月以内の登記簿謄本の写し （履歴事項全部証明書）	PDF 形式
6	株主名簿 ※大企業からの出資がある場合のみ	PDF 形式

※1 出展申込書にご記入いただいた内容は、出展企業選定の審査を始め、PR 資料の作成、展示会における社名板作成等の基礎データとして展示会終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が認めた場合を除き、内容の変更はできませんので、ご注意ください。

なお、「出展申込書」は、あらかじめ写しを取り保管してください。また、出展申込書「1.申込者の概要」の資本金欄にて「うち大企業からの出資」に金額をご記入いただいた場合、「みなし大企業」の該当有無を確認するため株主名簿もご提出ください。

※2 その他、営業用のプレゼンテーション資料や、新聞・雑誌の掲載記事等がある場合には、それらも提出してください。

※3 決算書については、追加のご提出をお願いする場合があります。

※4 提出頂いた書類の内容によっては、株主名簿、確定申告書、合計残高試算表、資金繰り表、代表者の源泉徴収票（直近一年分）等の提出を追加でお願いする場合がございます。

（２）多摩イノベーションエコシステム促進事業 リーディングプロジェクト選定企業の方

①多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局からの案内に従い、「申込前確認書」及び「出展申込書」をご記入ください（Word 形式）。

②以下のとおり、応募書類一式をメールにてお送りください。

・タイトル：【貴社名】「healthTECH Japan 2025」出展申込

・宛 先：「多摩イノベーションエコシステム促進事業」事務局

（デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社G & PS）

tama_innovation_ecosystem@tohmatu.co.jp

・本文：①企業名②担当者名③電話番号④メールアドレス をご記載ください。

・添付資料：応募書類一式を添付ください。

③「申込前確認書」及び「出展申込書」について募集期間内にメールでご提出ください

（2025年6月25日（水曜日）必着）。

・出展申込書にご記入いただいた内容は、出展企業選定の審査を始め、PR 資料の作成、展示会における社名板作成等の基礎データとして展示会終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。

・多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が認めた場合を除き、内容の変更はできませんので、ご注意ください。

④ 提出書類

No.	必要書類	電子データ
1	申込前確認書 ※1	Word 形式
2	出展申込書 ※2	Word 形式

8 応募期間： 2025年5月27日（火曜日）～2025年6月25日（水曜日）必着

9 提出書類の送付先・問い合わせ先

・宛 先：多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局
（デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社G&PS）
tama_innovation_ecosystem@tohmatu.co.jp
（電話番号） 03-6213-1251

10 審査

（1）審査方法

①書面審査

応募書類に基づく書面審査を行い、対象とする事業者を選定します。

②面接審査

- ・書面審査を通過された事業者を対象に、面接審査を実施します。
- ・面接審査日は **7月2日（水曜日）** を予定しておりますので、必ずご出席ください。
- ・時間については、書面審査を通過した旨とともにご連絡いたします。

（2）審査の視点

- ・事業趣旨との合目的性
- ・新規性・独自性・市場性
- ・実現可能性 等

11 結果の通知

申込者に対し、7月4日（金曜日）までに選定の結果を通知する予定です。

審査内容に関する質問は一切受け付けません。また、選定途中のお問い合わせには応じられないのでご了承ください。

12 その他

（1）提出書類の不備の取扱い

提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出や追加提出（決算書を含む。）を求めることがあります。

(2) 別紙「healthTECH JAPAN 2025「多摩イノベーションエコシステムパビリオン」出展に関する規約」を遵守いただきますので必ずご確認ください。

(3) 本事業における各種支援については多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局（デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社 G&PS）が実施します。

(4) 今後の準備の詳細については、選定された企業を対象にご案内する予定です。

(5) 選定された企業には、多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が実施するアンケートや事後の商談フォローアップ調査に必ずご回答いただきます。アンケート及びフォローアップ調査は、今後の事業運営をより効果的に行うための参考とさせていただきます。

(6) 申込み情報の取扱い

円滑な事業運営のため、出展申込書等の提出書類に記載された情報や、必要に応じてご提供いただく情報を当該展示会主催者、審査員に提供することがありますので予めご了承ください。また、東京都及び多摩イノベーションエコシステム実行委員会の施策及びこれに関連する各種事業案内等を行う場合があります。

(7) 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱い、多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局の業務委託先も同様の取扱いを行います。

(8) 多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局及び業務委託先が記録のために撮影した写真等は、本事業の東京都及び多摩イノベーションエコシステム実行委員会への報告及び広報目的に使用することがあります。

(9) 諸般の事情の変化により、本要項記載の内容は変更となる可能性があります。また多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局の判断で事業実施を見合わせる場合がありますので、予めご了承ください。

(10) 以下のいずれかに該当した場合は支援期間の途中であっても支援を終了する場合があります。

①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業でなくなった場合

②多摩地域に事業所を有する（本社若しくは支店登記がされている）中小企業でなくなった場合

③応募内容に虚偽があった場合

④違法行為など反社会的行為が確認された場合

⑤国・東京都及び多摩イノベーションエコシステム実行委員会や公的機関等での助成金や補助金等の受給における不正行為が確認された場合

⑥東京都及び多摩イノベーションエコシステム実行委員会の名誉を著しく毀損する行動が確認された場合

⑦支援の継続が困難と多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が判断した場合

⑧その他、支援企業として不適切であると多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が判断した場合

healthTECH JAPAN 2025

「多摩イノベーションエコシステムパビリオン」出展に関する規約

1 基本条件

(1) 出展者は、「出展申込書」記載内容のうち、企業の概要、PR用製品、技術等に関する内容などについては、東京都、多摩イノベーションエコシステム実行委員会及び多摩イノベーションエコシステム促進事業事務局がパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとします。

(2) 関連・関係会社及びグループ・提携関係にある法人・団体等による共同参加は認められません。

(3) 出展者は、多摩イノベーションコミュニティ（※）への参画を原則とし、支援終了後も含め、コミュニティへの積極的な関与を行うこととします。また、本事業のイベント・WEBサイト等での情報発信や各種調査等に協力するものとします。

※多摩地域でのイノベーション創出に関心を持つ事業者等の交流・相互連携を目的とするコミュニティ。コミュニティでは、事業者等による交流・連携の活性化やビジネスアイデア・新たなプロジェクトの創出を目指したワークショップ等の活動を実施しています。

2 出展企業の審査

多摩イノベーションエコシステム促進事業事務局は、「出展申込書」の記載内容に基づき、出展企業を審査し選定します。審査後、申込者に送付する出展の決定通知をもって出展の承認といたします。

3 出展承認後の参加取消

多摩イノベーションエコシステム促進事業事務局が申込者の出展を承認した後の出展取消は、やむをえない事情による場合以外は認められません。出展者の都合により出展を取消した場合、それにより生じた一切の出展者の損害について多摩イノベーションエコシステム実行委員会及び多摩イノベーションエコシステム促進事業事務局は責任を負いません。又、多摩イノベーションエコシステム促進事業事務局の出展承認後、出展者の都合により出展を取り消した場合、出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。

4 自己負担

(1) 往復の輸送費等（出展物、PR用製品や独自のPRパンフレット等の会場までの輸送費(梱包費及び梱包材廃棄費を含む)）

(2) 交通費

(3) 基本装飾以外に特別に行う装飾・設営・撤去等に係る費用（追加備品、追加電力等を含む）

(4) 出展企業の出展物の搬入、設営、撤去にかかる費用

(5) その他必要な経費

5 小間位置の決定

(1) 多摩イノベーションエコシステムパビリオン内の配置は、出展物、スペース、会場の構成などを

考慮して多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が決定いたします。

(2) 出展者は配置決定小間内の全部又は一部を第三者に転売、売買、交換又は譲渡することができません。

6 出展に関すること

出展者は「出展申込書」に記載した内容の展示等を行うこととします。「出展申込書」にご記入いただいた内容は、審査を始め、P R 資料の作成、展示会における社名板作成等の基礎データとして展示会終了まで使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。内容の変更は、多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が認めた場合を除き、することができませんので、ご注意ください。

(1) 装飾・P R 用製品などの搬入・搬出及び展示方法は、多摩イノベーションエコシステム促進事業事務局の指示に従うこととします。出展者は展示会会場等に適用される全ての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

(2) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、展示会場内の通路等が混雑し、他の出展者の妨害となることがないように責任をもつものとします。

(3) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行うことはできません。

(4) 隣接小間の参加者から苦情が出た場合など、運営上、小間の変更が必要であると東京都が判断した場合は、当該小間の出展者はその変更の求めに応じるものとします。

(5) 出展物の設置、管理及び撤去は、出展者の責任において行うものとします。

(6) 多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局は、参加に係る音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われるP R 用製品又は展示会の目的と合致しない製品等の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。

(7) 多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は出展者の責任により行うものとします。

(8) 上記(6)から(9)による制限、禁止又は撤去等により当該出展者に生じた損害について、多摩イノベーションエコシステム実行委員会及び多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局は一切の責任を負わないものとします。

(9) 会期中、会場内で出展物、その他の物品を即売することは禁止します。

(10) 出展者は、会期中出展小間において、自らの責任において出展物の説明、引き合い、商談に応じるものとします。

(11) 出展者は、搬入、会期中、搬出の全工程を通じて、必ず最低1名が参加、立ち合い等を行うものとします。会期終了の前の撤収はできません。

(12) 多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が成果把握のため実施するアンケートには、必ず回答していただきます。

(13) その他、出展に関する規定については、参加展示会の出展規定に従うものとします。

7 損害賠償

(1) 多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局の出展承認後、出展者の都合により出展を取り

消した場合、出展者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。

（２）多摩イノベーションエコシステム実行委員会及び多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局は、ＰＲ用製品及び資材等の盗難、紛失、火災、破損や、出展者が展示会会場を使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその責任を負わないものとします。

（３）出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備もしくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとします。

（４）多摩イノベーションエコシステム実行委員会及び多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局は、出展品や展示物等の知的財産権等に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権等の保護対策を行ってください。

（５）多摩イノベーションエコシステム実行委員会及び多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局は、展示会主催者による会期の変更・開催の中止及び天災、その他多摩イノベーションエコシステム実行委員会及び多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局の責めによらない事情により、多摩イノベーションエコシステム実行委員会及び多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が本事業を中止または変更したことにより生じた出展者及び関係者の損失及び損害を補償しません。

（６）多摩イノベーションエコシステム実行委員会及び多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局は、本事業において多摩イノベーションエコシステム実行委員会及び多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が提供した支援により直接、間接に関わらず生じた結果について、その責任を一切負いません。

（７）その他、本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合は、出展者と多摩イノベーションエコシステム実行委員会及び多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局との協議により決定することとします。

８ 書類の提出

出展者は、「出展申込書」送付後に多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局から提出を求められた書類を、指定期日までに届け出なければなりません。

９ 規約の遵守

出展者は、出展の申込みをもって、多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局が定める本規約を遵守することに同意したものとします。